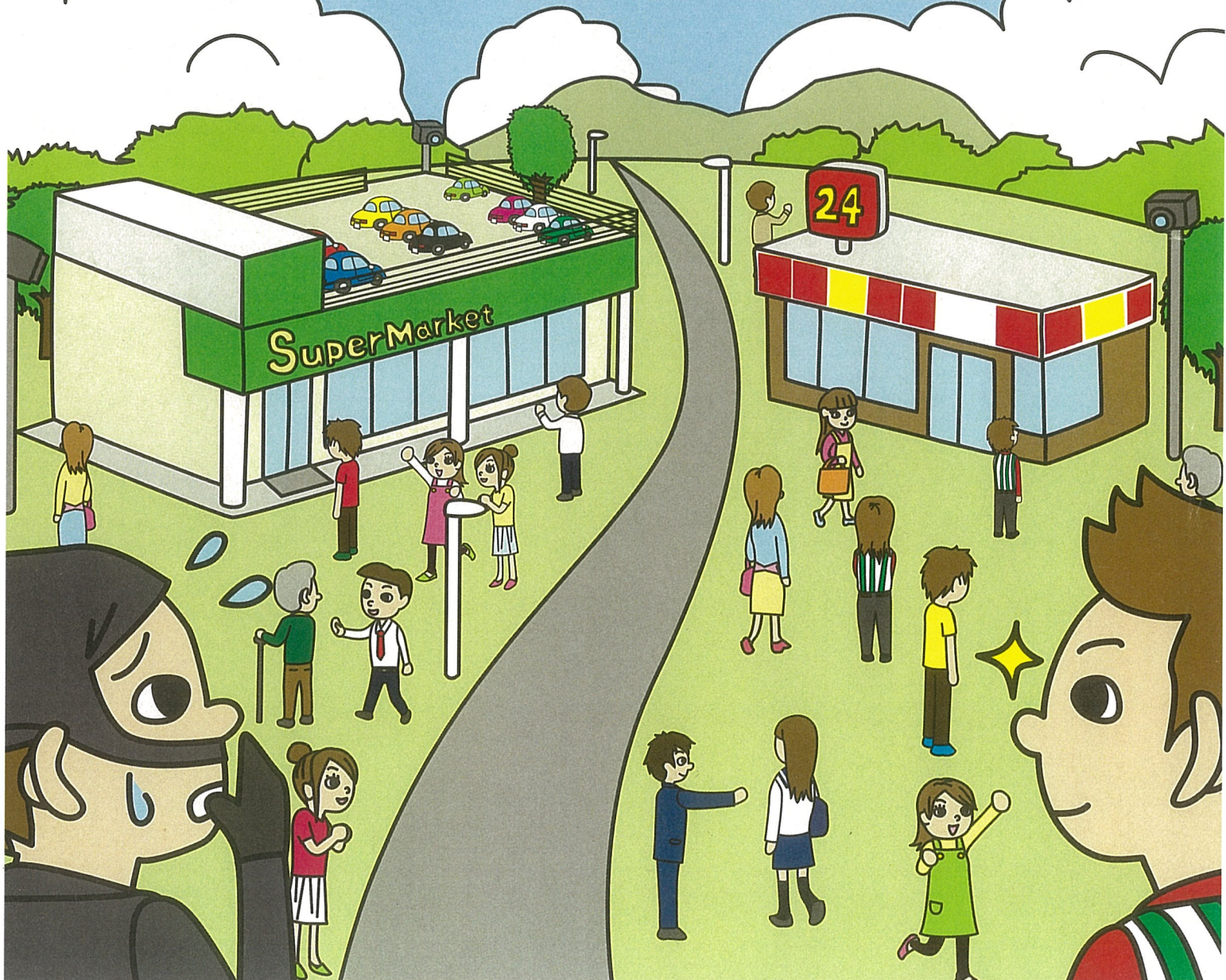


山形県

事業所

(大規模小売店舗・深夜営業施設) における

防犯に関する指針



事業所（大規模小売店舗・深夜営業施設）における 防犯に関する指針の目的

この指針は、第2次山形県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進計画に基づき、事業所について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する具体的方策を示すことにより、店舗等における安全確保に資することを目的として策定されました。

また、この指針は、店舗の設置者、管理者及び各テナントの事業者（以下「設置者等」という。）がそれぞれの事業の範囲内において努力すべき店舗の防犯性の向上にかかる企画・設計上の留意事項や施設整備・管理上の基準等を示すものであり、何らかの義務を負わせ、又は規制するものではありません。

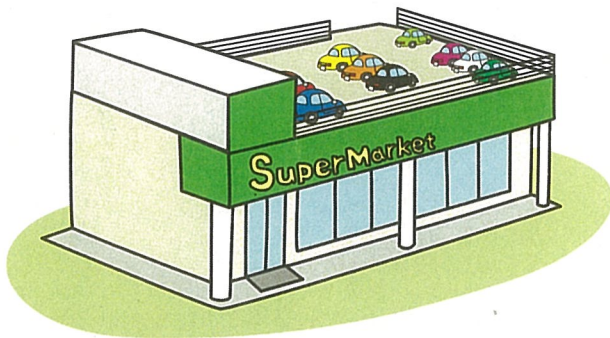
ここに示す対策等をできるだけ多く活用し、店舗等の防犯対策に役立ててください。

指針の対象

●大規模小売店舗

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項に規定する大規模小売店舗(店舗面積が1,000㎡を超える小売業を行うための店舗)

※ただし、これ以外の小売店舗であっても、必要な範囲内において、大規模小売店舗の対策等を準用してください。



●深夜営業施設

深夜(午後10時から翌日の午前6時までの間をいう。)において営業を行う次の施設

- スーパーマーケット
- コンビニエンスストア
- ドラッグストア
- レンタルビデオ店
- ガソリンスタンド
- ファストフード店



防犯の基本原則

1 見通しの確保 (監視性の確保)

視線を遮る物品を除去する等、多くの人の目(視線)を確保し、犯罪企図者(注1)が近づきにくい環境を確保する。

2 設置者等の防犯意識の向上 (領域性の強化)

設置者等及び従業員の防犯意識の向上を図るとともに、人による警戒活動を強化し、犯罪の起きにくい領域を確保する。

3 犯罪企図者の接近の抑止 (接近の制御)

敷地内の配置計画、動線計画等を防犯に配慮したものとするとともに、防犯設備等を設置し、犯罪企図者の接近を妨げる。

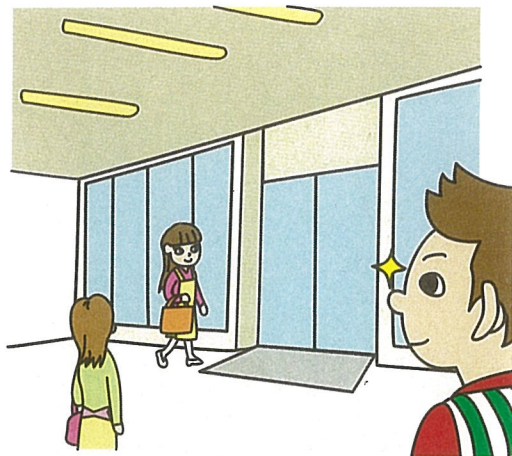
4 部材や設備等の強化 (被害対象の強化)

扉、窓等は、侵入盗等の被害に遭いにくいように、破壊等が行われにくい構造等とし、必要に応じて補助錠や面格子の設置等の措置を講じ、設備等そのものを強化する。

具体的対策

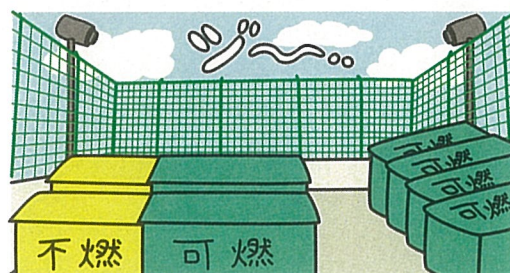
出入口

- 見通しが確保された位置に配置し、扉は内外を相互に見通せる構造とする。(防犯カメラ等で補完)
- 自動施錠機能付き扉^(注2)、防犯建物部品^(注3)等を設置する。
- 従業員出入口は、センサーライトを設置するなど深夜時間帯における視認性を確保する。(深夜営業施設)
- 利用者出入口には、来客感应装置を設置する。(深夜営業施設)



ゴミ置場

- 見通しが確保された位置に配置する。(防犯カメラ等で補完)
- 施錠等により区画し、照明設備を設置する。



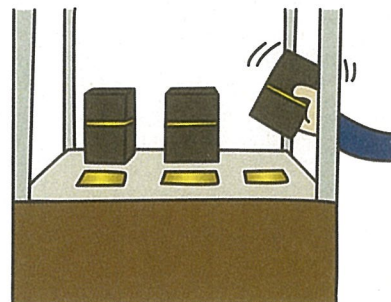
窓

- ショーウィンドウを含めて見通しを確保し、防犯建物部品等のサッシ及びガラスを設置する。
- 必要に応じて面格子、シャッターその他の建具の設置や補助錠を取り付ける。



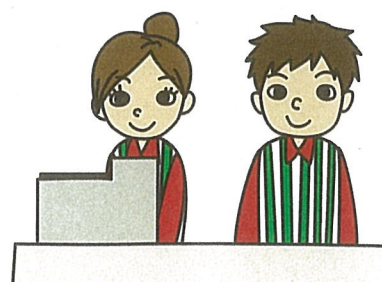
商品陳列棚

- 施設内の見通しに配慮して配置し、高さや幅は施設内の見通しを確保した構造とする。(防犯カメラ等で補完)
- 商品は陳列棚に収納し、通路に施設内の見通しを妨げる物を置かない。
- 高額商品等は、仕様書や箱のみの陳列に代える。



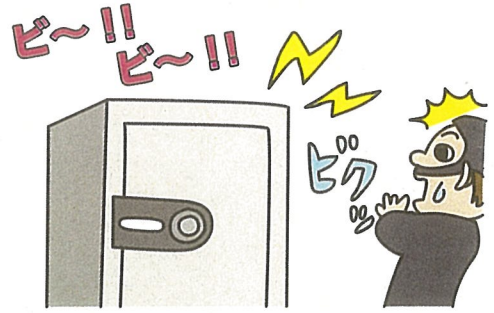
レジスター

- 現金が容易に取り出しにくい構造のものを設置し、または現金の収納部分がカウンター越しに手が届かない位置に配置する。
- 営業時間帯による利用者の状況や従業員の勤務状況を踏まえ、使用可能なレジスターの台数を制限する。



金庫

- 床に固定するなど犯罪被害を防止する工夫をする。
- 異常があった場合の通報装置を設置する。



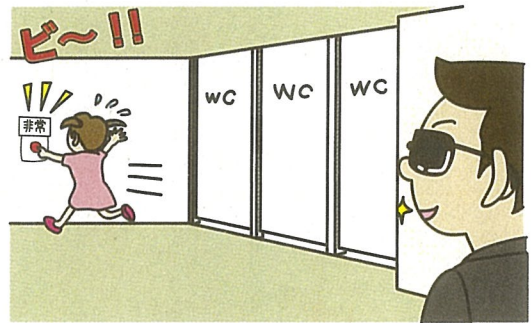
レジカウンター

- 利用者出入口の状況や利用者の行動を視認できる位置に配置する。(防犯カメラ等で補完)
- 高さや幅、内側の広さ(待避空間)を確保した構造とする。
- 防犯ベル等の非常警報装置を作動させるボタン等を設置する。
- カラーボールや防犯ブザー等の防犯グッズを設置する。
- 脇扉を設置し、内部からの施錠を徹底する。
(深夜営業施設)



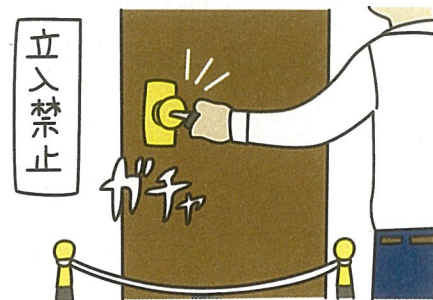
トイレ

- 押しボタン、インターホン、警報ベル等を子どもでも使用が可能な位置に設置する。



事務室、倉庫等

- 利用者の立入禁止場所は、施錠等の措置を講じる。
- 窓には、必要に応じて面格子、シャッターその他の建具の設置や補助錠を取り付ける。



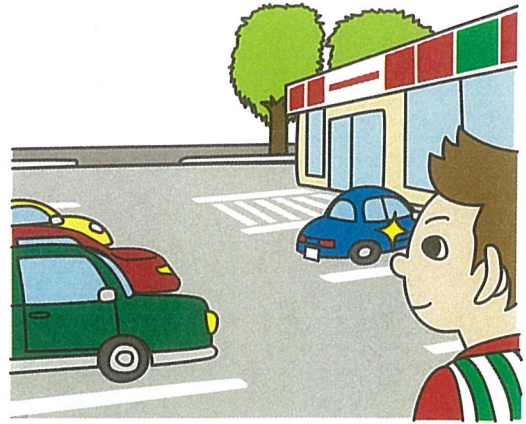
現金自動預払機等

- 見通しが確保された位置に配置する。
- 周囲の適当な位置に防犯カメラを設置する。
- 金融機関等と連携して振り込め詐欺・利殖勧誘事犯(注4)などの注意喚起等に努める。



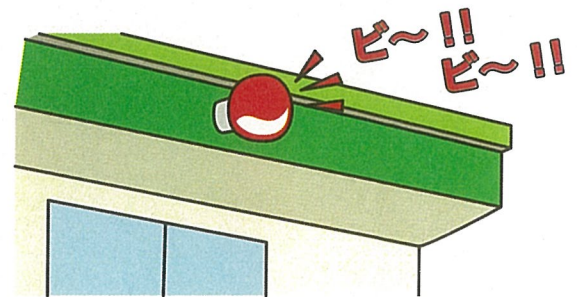
駐車場等

- 道路等または施設内部から見通しが確保された位置に配置する。(防犯カメラ等で補完)
- 床面において2ルクス以上、車路の路面において10ルクス以上の照度を確保する。
- 屋外の駐車場においては夜間に人の行動が視認できる程度以上の照度を確保する。
- 駐輪場にあっては、人の行動が視認できるおおむね3ルクス以上の照度を確保するとともに、チェーン用バーラック^(注5)、サイクルラック^(注6)を設置する。



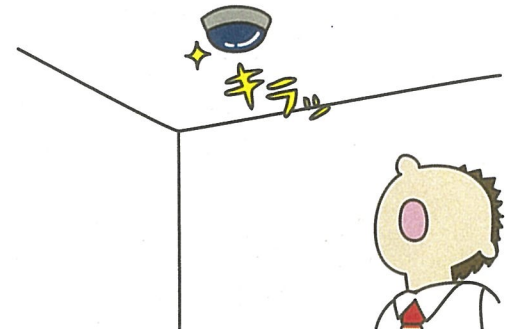
外周の構造

- 非常通報装置と連動した吹鳴装置及び赤色灯等を設置する。



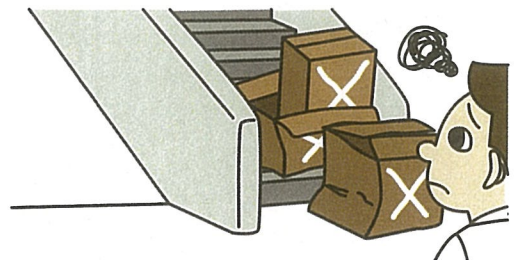
エレベーターホール及びエレベーター(大規模小売店舗)

- エレベーターホールは、見通しが確保された位置に配置する。
- エレベーターホールの照明設備は20ルクス以上の平均水平面照度^(注7)を確保する。
- エレベーターのかご内には、防犯カメラを設置する。
- エレベーターのかご内には、押しボタン、インターホン、警報ベル等を子どもでも使用が可能な位置に設置する。



階段(大規模小売店舗)

- 周囲からの見通しを妨げる設備の設置や物品の放置をしない。
- 屋外の階段は、道路から見通しが確保された位置に配置する。(防犯カメラ等で補完)



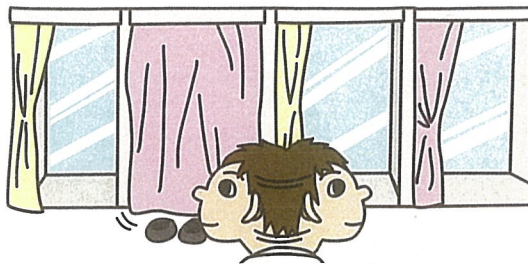
屋上(大規模小売店舗)

- 出入口には、防犯建物部品等を設置する。
- 利用者が使用しない場合は常に施錠するとともに、施錠状況を確認する。
- 転落防止のための塀、柵等を設置し、定期的な点検整備を行う。



試着室（大規模小売店舗）

- 施設内の見通しに配慮した位置に配置する。



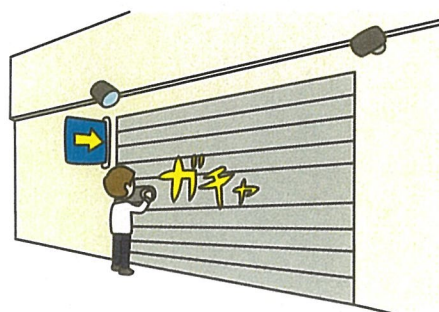
子ども広場、ゲームコーナー等（大規模小売店舗）

- 施設内の見通しに配慮した位置に配置する。
- 遊具は見通しに配慮した位置に配置する。



商品搬入口（大規模小売店舗）

- 必要がある場合の他は施錠し、部外者の侵入を防止する。
- 見通しを確保する。（防犯カメラ等で補完）



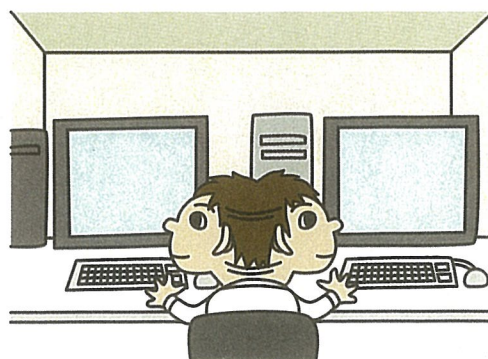
防犯機器の設置

■防犯カメラ

- 防犯カメラを設置する場合は、有効な位置、撮影方向、台数等を検討し、駐車場等の屋外にも積極的に配置する。
- 防犯カメラが有効に機能するために必要な照度を確保し、定期的に点検整備をする。
- 出入口及びカウンター前の人物を確実に撮影できる角度で設置する。
- 事務室等に防犯カメラのモニターテレビ及び録画装置を設置し、適切な管理運営に努める。
- 犯行の状況を確認できる画質で録画を行う。
- 正確な時刻に合わせる。
- 記録した画像は、情報漏洩を防止するため、概ね1ヶ月を限度として保存し、適切な管理を行う。

■その他の防犯機器

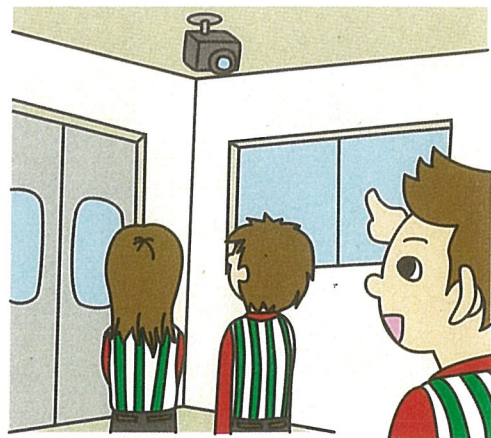
- 防犯ミラーは、見通しの補完及び犯罪抑止の観点から有効な位置、台数等を検討して適切に配置する。
- 非常通報装置等のボタン、インターホン等及び警報ベルは、有効な台数を適切な位置に配置し、利用者に周知するとともに、周辺に操作の障害となる物品を置かない。
- 万引き防止用機器（注8）を導入する。
- 防犯機器については、定期的に保守点検を行う。



防犯体制の整備

防犯責任者の選任と役割

- 店舗ごとに防犯責任者を選任し、犯罪の防止に配慮した事業活動を推進する。
- 防犯責任者の役割
 - ・ 防犯機器の点検整備及び操作要領の習熟
 - ・ 犯罪対応マニュアルの整備
 - ・ 防犯に関する指導
 - ・ 犯罪被害者等が施設に助けを求めてきた場合に従業員が構ずべき措置の指導



警戒要領

- 見通しを確保し、常に内外の警戒と不審者の発見に努める。
- 店舗内外の巡回を励行し、必要に応じて警備業者に委託する。
- 積極的な声かけ・あいさつを励行する。
- 店内放送を利用し、万引き等をさせない雰囲気作りに努める。
- 深夜における勤務体制は、複数人とする。(深夜営業施設)

現金の管理

- 金庫の鍵の適切な管理に努める。
- 金庫の鍵は、深夜時間帯においては、施設外での保管に努める。(深夜営業施設)
- 現金の輸送は、必ず複数人で行う。
- 多額の現金はレジスターから金庫に移し替えて保管する。

地域との連携等

住民等との連携

施設周辺地域の住民や自主防犯活動団体との良好な関係を確立し、相互に不審者についての連絡、事件発生時の通報等に関する協力体制の構築に努める。

警察との連携

施設の所在地を管轄する警察署と常に情報交換を行い、犯罪発生や不審者について迅速な連絡に努めるとともに、施設に防犯機器を設置する場合は警察署の意見を聴くよう努める。

迷惑行為への対応

施設周辺においての迷惑行為に対して注意を行うとともに、必要に応じて警察に通報する。

地域の安全拠点としての機能

犯罪被害者等が助けを求めてきた場合は、安全な場所へ退避させ、また警察等へ通報を行い、緊急避難場所としての機能を発揮する。

地域の防犯に関する情報を随時提供する。



- (注1) 「犯罪企図者」とは、犯罪を行おうとする者をいう。
- (注2) 「自動施錠機能付き扉」とは、ホテル客室扉など、扉を閉めると自動的に施錠され、鍵で施錠する必要のない扉をいう。
- (注3) 「防犯建物部品」とは、侵入犯罪の防止を図るため、関係省庁及び建物部品関連の民間団体からなる「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」が平成16年4月に取りまとめ、公表した「防犯性能の高い建物部品目録」に掲載されている高い防犯性能を有することが第三者機関によって確認されたドア、錠、サッシ、ガラス、ウィンドウフィルム、シャッターなどの建物部品をいう。
- (注4) 「利殖勧誘事犯」とは、手持ち資産を運用して少しでも多くの利益を得たいという消費者の利殖願望につけ込んで、「元本保証」「値上がり確実」「必ず儲かる」など、利殖になることを強調して、「未公開株」「社債」「外国の通貨」「商品先物取引」「事業への投資話」など、日ごろなじみの薄い利殖話を勧めて多額の現金を騙し取る悪質商法をいう。
- (注5) 「チェーン用バーラック」とは、駐輪場に固定された金属製の棒（バー）と自転車、オートバイ等をチェーン錠で連結することにより、自転車、オートバイ等の盗難を防止する装置をいう。
- (注6) 「サイクルラック」とは、チェーン用バーラックと同等の機能を有する装置で1台ごとのスペースが明確に区分されているものをいう。
- (注7) 「平均水平面照度」とは、床面における平均照度をいう。
- (注8) 「万引き防止用機器」とは、商品に特殊な札等（タグ）を付け、それを付けたまま店外へ商品を持ち出すと発報する「電子タグシステム」やバーコードデータを印刷した粘着ラベルを商品に貼り付け、レジで精算する際にタグ機能を消去する「消去式ラベル」などの機能を有する設備をいう。

事業所(大規模小売店舗・深夜営業施設) における防犯に関する指針

発行：山形県環境エネルギー一部危機管理・くらし安心局くらし安心課 地域安全対策担当
〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号
電話 023-630-2429